

平成29年度当初の介護職員処遇改善加算の算定に係る届出（計画書等）の提出先について

平成29年度当初（平成29年4月17日まで）の介護職員処遇改善加算に係る計画書等届出の提出先については、下記のとおりになります。

	みなし指定の事業所（A1及びA5）	みなし指定以外の事業所
「訪問介護及び介護予防訪問介護」と「総合事業における訪問型サービス」を一体的に実施している	県へ届出 ※市町村への届出は不要	県へ届出するとともに、その写しを市町村へも届出する
「通所介護及び介護予防通所介護」と「総合事業における通所型サービス」を一体的に実施している	県へ届出 ※市町村への届出は不要	県へ届出するとともに、その写しを市町村へも届出する
「地域密着型通所介護」（市町村指定）と「介護予防通所介護」（県指定）と「総合事業における通所型サービス」を一体的に実施している場合	県へ届出するとともに、市町村へ届出が必要	県へ届出するとともに、市町村へ届出が必要
「地域密着型通所介護」（市町村指定）と「総合事業における通所型サービス」を実施している場合	市町村へ届出 ※県への届出は不要	市町村へ届出 ※県への届出は不要
「介護給付による訪問介護・通所介護以外の居宅サービス」と「総合事業における訪問型又は通所型サービス」を実施している場合	県へ届出するとともに、市町村へ届出が必要	県へ届出するとともに、市町村へ届出が必要
「総合事業における訪問型又は通所型サービス」のみを実施している場合	市町村へ届出 ※県への届出は不要	市町村へ届出 ※県への届出は不要

※上記については、和歌山市を除く和歌山県内に所在する事業者（所）が対象となります。

※提出先として市町村への届出が必要と記載していますが、詳しくは事業所所在地の市町村へ確認してください。

※総合事業を実施しない事業所や総合事業以外のサービスを実施している事業所に係る届出については、例年のとおり各指定権者へ届け出てください。

※上記の「総合事業における訪問型サービス」や「総合事業における通所型サービス」とは、それぞれ「旧介護予防訪問介護に相当するサービス」（A1又はA2）や「旧介護予防通所介護に相当するサービス」（A5又はA6）のことです。「緩和した基準によるサービス」については、当該サービスの指定権者である市町村の定める取扱いに従ってください。

※上記については、平成29年度当初の平成29年度介護職員処遇改善加算の算定に必要な届出（計画書や介護給付費算定に係る体制等に関する届出等）のみの取扱いとなります。そのため、みなし指定事業所に係る当該加算の算定に必要な届出（計画書や介護給付費算定に係る体制等に関する届出等）であっても、平成29年4月17日以降に届出をされる場合は、事業所所在地の市町村へお問い合わせのうえ、提出してください。

※平成29年度介護職員処遇改善実績報告書については、実施したサービス区分の指定権者へそれぞれ提出することを予定しています（別途通知予定）。

※上記にあてはまらないケースについては、各指定権者（県の場合は、長寿社会課又は各振興局健康福祉部保健福祉課）へお問い合わせください。